農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成21年12月15日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県規則第85号

農地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第１条　鳥取県立自然公園条例施行規則（平成６年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
別表第１（第15条関係） (１)～(10)　略 (11)　前各号に掲げるもののほか、次に掲げるもの ア～オ　略 カ　<u>農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）による改正前の農地法</u>（昭和27年法律第229号）第44条第１項の規定により買収した土地、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するため農林水産大臣が所管換え又は所属替えを受けた土地及び公有水面埋立法（大正10年法律第57号）により農林水産大臣が造成した埋立地の開墾その他開発のためにする行為（これらの土地の売渡し後の行為を含む。） (12)　略	別表第１（第15条関係） (１)～(10)　略 (11)　前各号に掲げるもののほか、次に掲げるもの ア～オ　略 カ　<u>農地法</u>（昭和27年法律第229号）第44条第１項の規定により買収した土地、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するため農林水産大臣が所管換え又は所属替えを受けた土地及び公有水面埋立法（大正10年法律第57号）により農林水産大臣が造成した埋立地の開墾その他開発のためにする行為（これらの土地の売渡し後の行為を含む。） (12)　略

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

第２条　鳥取県事務処理権限規則（平成８年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 個別事項に係る事務処理権限	別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任決裁権者 部長	委任決裁権者 課長	委任決裁権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略										
経営支援課	略									
	七　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	略								
		14　同法第15条の2第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可							○	総合事務所長
		15　同法第15条の2第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による県農業会議からの意見の聴取							○	総合事務所長
		16　同法第15条の2第7項の規定による国又は地方公共団体との協議							○	総合事務所長
		17　略								
		18　略								
		19　略								
	八　農地法（昭和27年法律第229号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　略								
		2　同法第3条第6項の規定による農地又は採草放牧地の利用状況の報告の受理							○	総合事務所長
		3　同法第3条の2第1項の規定による必要な措置の勧告							○	総合事務所長
		4　同法第3条の2第2項の規定による許可の取消し							○	総合事務所長
		5　同法第4条第1項の規定による農地の転用の許可 (一)及び(二)　略								
		6　同法第4条第3項（同条第6項並びに同法第5条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による県農業会議からの意見の聴取 (一)　2ヘクタール以下のもの及び一時転用に係							○	総合事務所長

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任決裁権者 部長	委任決裁権者 課長	委任決裁権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略										
経営支援課	略									
	七　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	略								
		14　同法第15条の2第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可及び同条第6項の規定による県農業会議からの意見の聴取							○	総合事務所長
		15　略								
		16　略								
		17　略								
	八　農地法（昭和27年法律第229号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　略								
		2　同法第3条第2項第5号の規定による農地等の面積の決定		○						
		3　同法第4条第1項の規定による農地の転用の許可及び同条第3項の規定による県農業会議からの意見の聴取 (一)及び(二)　略								

			るもの (二)　(一)以外のもの		○																
			7　同法第4条第5項の規定による国又は都道府県との協議 (一)　2ヘクタール以下のもの及び一時転用に係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	総合事務所長											
			8　同法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可 (一)及び(二)　略										4　同法第5条第1項の規定による農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可及び同条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による県農業会議からの意見の聴取 (一)及び(二)　略								
			9　同法第5条第4項の規定による国又は都道府県との協議 (一)　2ヘクタール以下のもの及び一時転用に係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	総合事務所長											
													5　同法第6条第1項第2号の規定による小作地の面積の決定		○						
													6　同法第7条第1項の規定による小作地の指定又は承認					○			
													7　同法第11条第1項の規定による小作地の買収令書の交付					○			
			10　同法第18条第1項の規定による農地等の賃貸借の解除等の許可		○								8　同法第20条第1項の規定による農地等の賃貸借の解除等の許可		○						
													9　同法第39条第1項の規定による農地等の売渡通知書の交付					○			
			11　同法第28条第1項の規定による和解の仲介				○						10　同法第43条の5第1項の規定による和解の仲介及び同条第2項の規定による和解の仲介を行わせる職員の指定					○			
			12　同法第28条第2項の規定による和解の仲介を行わせる職員の指定				○														
			13　同法第36条の規定による遊休農地の所有権の移転等の調停		○																
			14　同法第39条第1項の規定による特定利用権を設定すべき旨の裁定		○																

15　同法第39条第4項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）の規定による県農業会議からの意見の聴取		○					
16　同法第41条の規定による特定利用権に係る賃借権の解除の承認		○					
17　同法第43条第2項において準用する同法第39条第1項の規定による遊休農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定		○					

11　同法第46条の規定による買収すべき土地等の調査					○		
12　同法第47条の規定による土地等を国が買収することの適否についての県農業会議の意見の聴取		○					
13　同法第48条第1項の規定による買収すべき土地等の選定及び同条第5項の規定による土地等を国が買収することの適否についての県農業会議の意見の聴取		○					
14　同法第50条第1項の規定による土地等の買収令書の交付					○		
15　同法第55条第2項の規定による不用物件の収去令書の交付		○					
16　同法第56条第2項の規定による漁業権の消滅等の適否についての県農業会議の意見の聴取		○					
17　同法第57条第2項の規定による土地等の使用の適否についての県農業会議の意見の聴取		○					
18　同法第59条第2項の規定による代地の買収のための調査					○		
19　同法第62条第2項の規定による土地配分計画の作成		○					
20　同法第64条の規定による土地等を売り渡す者の選定及び売渡予約書の交付		○					
21　同法第67条第1項の規定による土地等の売渡通知書の交付					○		

18　同法第49条第1項の規定による他人の土地等の立入調査、竹木等の除去等の実施 (一)　1、5(一)及び8(一)に掲げる事務に係るもの (二)　略							○	総合事務所長
19　同法第50条の規定による土地の状況等に関する報告の徴収 (一)　1、5(一)及び8(一)に掲げる事務に係るもの (二)　略							○	総合事務所長

22　同法第68条第1項の規定による土地等の使用が相当である旨の認定及び使用の条件の決定					○			
23　同法第69条第1項の規定による土地等の売渡通知書の交付					○			
24　同法第71条の規定による売り渡した土地等の状況の検査					○			
25　同法第72条第2項の規定による土地等の買収令書の交付					○			
26　同法第73条第1項の規定による処分制限期間内における土地等に係る権利の設定又は移転の許可		○						
27　同法第74条の2第3項の規定による土地等の譲与通知書の交付					○			
28　同法第75条の2第1項の規定による草地利用権の設定についての承認		○						
29　同法第75条の5第1項の規定による草地利用権を設定すべき旨等の裁定		○						
30　同法第75条の7第1項の規定による草地利用権の存続期間の更新等の承認		○						
31　同法第75条の8第1項又は第2項の規定による草地利用権に係る土地等又は定着物を買い取るべき旨の裁定		○						
32　同法第75条の9の規定による草地利用権に係る賃貸借の解除の承認		○						
33　同法第82条第1項の規定による他人の土地等の立入調査、竹木等の除去等の実施 (一)　1、3(一)及び4(一)に掲げる事務に係るもの (二)　略							○	総合事務所長
34　同法第83条の規定による土地の状況等に関する報告の徴収 (一)　1、3(一)及び4(一)に掲げる事務に係るもの (二)　略							○	総合事務所長

		20　同法第51条第1項の規定による農地等の違反転用に対する監督処分 (一)　5(一)及び8(一)に掲げる事務に係るもの (二)　略							○	総合事務所長				35　同法第53条の2の規定による農地等の違反転用に対する監督処分 (一)　3(一)及び4(一)に掲げる事務に係るもの (二)　略							○	総合事務所長	
		21　同法第51条第3項の規定による原状回復等の措置 (一)　5(一)及び8(一)に掲げる事務に係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	総合事務所長												
		22　同法第51条第4項の規定による費用の徴収 (一)　5(一)及び8(一)に掲げる事務に係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	総合事務所長												
	九　農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農地法（以下経営支援課の項の九において「旧農地法」という。）第11条第1項の規定による小作地の買収令書の交付				○																
		2　同法附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第39条第1項の規定による農地等の売渡通知書の交付				○																
		3　同法附則第6条第3項の規定によりなお効力を有することとされる旧農地法第71条の規定による売り渡した土地等の状況の検査				○																
		4　同法附則第6条第3項の規定によりなお効力を有することとされる旧農地法第72条第2項の規定による土地等の買収令書の交付				○																
		5　同法附則第6条第3項の規定によりなお効力を有することとされる旧農地法第72条第4項において準用する旧農地法第55条第2項の規定による収去令書の交付		○																		
		6　同法附則第6条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第73条第1項の規定による処分制限期間内に		○																		

おける土地等に係る権利の設定又は移転の許可							
7　同法附則第6条第6項の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第74条の2第3項の規定による土地等の譲与通知書の交付				○			
8　同法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第75条の2第1項の規定による草地利用権の設定についての承認		○					
9　同法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第75条の5第1項の規定による草地利用権を設定すべき旨等の裁定		○					
10　同法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第75条の7第1項の規定による草地利用権の存続期間の更新等の承認		○					
11　同法附則第7条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第75条の8第1項又は第2項の規定による草地利用権に係る土地等又は定着物を買い取るべき旨の裁定		○					
12　同法附則第7条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第75条の9の規定による草地利用権に係る賃貸借の解除の承認		○					
13　同法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第78条第2項の規定による国が買収等した土地等の管理				○			
14　同法附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第27条の4の規定による特定遊休農地の農業上の利用増進に関する調停		○					

	15　同法附則第13条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第27条の７第１項の規定による特定遊休農地の利用権設定に関する裁定		○						
	16　同法附則第13条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第27条の７第４項の規定による県農業会議からの意見聴取		○						
	17　同法附則第13条第４項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第27条の10の規定による特定利用権に係る賃貸借の解除の承認		○						
十　農地法施行令（昭和27年政令第445号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第23条第２号の規定による土地の指定					○			
十一　略									
十二　略									
十三　略									
十四　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	3　同法第７条第１項の規定による農地保有合理化事業規程の承認		○						
	略								
	6　同法第10条第１項の規定による農地保有合理化法人への改善命令		○						
	略								

九　農地法施行令（昭和27年政令第445号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第２条第３項の規定による農地の対価の算定方法の決定		○						
	2　同令第３条の３第２号の規定による土地の指定					○			
	3　同令第15条第１項の規定により知事の権限に属するものとされた農地法第78条第１項の規定による買収した土地等の貸付け等					○			
十　略									
十一　略									
十二　略									
十三　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
	3　同法第７条第１項の規定による農地保有合理化事業規程の承認及び同条第５項の規定による公告（同法第８条第２項において準用する場合を含む。）		○						
	略								
	6　同法第10条第１項の規定による農地保有合理化法人への改善命令及び同条第２項の規定による市町村長からの意見聴取		○						
	略								
	8　同法第27条の４第４項の規定による特定遊休農地の		○						

改正後	改正前
8 略	農業上の利用増進に関する勧告
9 略	9 同法第27条の6第1項の規定による意見書提出の機会の付与等 ○
	10 同法第27条の7第1項の規定による特定遊休農地の利用権設定に関する裁定及び同条第4項の規定による県農業会議からの意見聴取 ○
	11 同法第27条の8第1項の規定による裁定の通知及び公告 ○
	12 同法第27条の10の規定による特定利用権に係る賃貸借の解除の承認 ○
	13 略
	14 略
十五 略	十四 略
略	略

（鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部改正）

第３条　鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改　正　後

別表第５（第42条関係）

事業の種類	許認可等
略	
8　条例別表第10号から第13号まで及び第15号に掲げる事業	ア　略 イ　農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項又は第５条第１項の規定による許可 ウ　略
略	

改　正　前

別表第５（第42条関係）

事業の種類	許認可等
略	
8　条例別表第10号から第13号まで及び第15号に掲げる事業	ア　略 イ　農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項、第５条第１項又は第73条第１項の規定による許可 ウ　略
略	

（鳥取県農業改良資金貸付規則の一部改正）

第４条　鳥取県農業改良資金貸付規則（平成14年鳥取県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）　農業者等　農業者又は農業者の組織する団体で次のいずれかに該当するものをいう。 ア～ウ　略 エ　法人格を有しない団体であって、原則として５年以内に農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農業生産法人に組織変更する旨の目標を有することその他要領で定める要件を満たすもの（以下「集落営農組織」という。） オ～ク　略 （２）～（５）　略	（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）　農業者等　農業者又は農業者の組織する団体で次のいずれかに該当するものをいう。 ア～ウ　略 エ　法人格を有しない団体であって、原則として５年以内に農地法（昭和27年法律第229号）第２条第７項に規定する農業生産法人に組織変更する旨の目標を有することその他要領で定める要件を満たすもの（以下「集落営農組織」という。） オ～ク　略 （２）～（５）　略

附　則

この規則は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日から施行する。